

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども・若者政策課
委 託 業 務 名	大津市子ども・若者総合相談窓口業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目1番1号
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 困難を抱える子ども・若者及びその保護者等に対する相談支援 2 関係支援機関と連携体制の構築 3 窓口業務に関する広報 4 大津市子ども・若者支援地域協議会での実施状況の報告 (相談・支援にかかる会議への出席)
契 約 期 間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	8,400,000円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地] 大津市浜大津四丁目1番1号</p> <p>[名 称] 社会福祉法人大津市社会福祉協議会</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>大津市子ども・若者支援地域協議会は、子ども・若者の相談内容が複雑かつ多岐にわたっていることから、相談員の力量と確かな相談体制が必要である。</p> <p>大津市社会福祉協議会は、相談業務における専門性及び知見を有するとともに、制度の狭間の困りごと支援や自立相談支援のほか、多様なネットワークで市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくりを行っており、当業務を効率的かつ速やかにもたらすことができる唯一の団体であるため。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。